

入院時食事療養費

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された適時（夕食については18時以降）適温で提供いたします。

入院時の食事に係る標準負担（1食につき）

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）（1日3食を限度）	
一般（下記いずれにも該当しない者）	一般（下記いずれにも該当しない者）	510円	
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	110円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、低所得者Ⅰ以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、
老齢福祉年金受給権者

入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の被保険者の方には、生活療養（食事・居住費）にかかる費用のうち、下記の標準負担額をお支払いいただきます。

区分		負担額					
		医療の必要性が低い方（医療区分1）		医療の必要性が高い方（医療区分2・3）		指定難病患者	
		食費 （1食あたり）	居住費 （1日あたり）	食費 （1食あたり）	居住費 （1日あたり）	食費 （1食あたり）	居住費 （1日あたり）
一般（住民税課税世帯）		510円	370円	510円	370円	300円	0円
70歳未満で住民税非課税	過去1年間の入院期間が90日以内	240円	370円	240円	370円	240円	0円
70歳以上で低所得Ⅱ※1	過去1年間の入院期間が90日超	240円	370円	190円	370円	190円	0円
70歳以上で低所得Ⅰ※2		140円	370円	110円	370円	110円	0円
境界層該当※3		110円	0円	110円	0円	110円	0円

※1 低所得Ⅱ：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※2 低所得Ⅰ：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

※3 境界層該当：65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について1食110円、1日0円に減額されたとすれば生活保護を必要としない状態になる方